



消防法第5条の3に基づく 除去命令処分取消等 請求訴訟の結果等について

東京消防庁予防部査察課機動査察係

1 はじめに

本事案は、平成26年1月、消防法(以下「法」という。)第5条の3第1項に基づく物件除去命令について、物件の所有者である防火対象物の5階で事務所を営む者(以下「受命者」という。)が、命令の取消し及び公示され自己の業務上の信用を毀損されたとして損害賠償(200万円)を求める訴えを平成26年2月に提起したことに始まる。

結果として双方で最高裁に上告を申し立てていたが、平成28年9月1日付で最高裁により上告審として受理しない旨の決定がなされたため、命令の一部を取り消した平成27年6月10日付の東京高裁判決(以下「高裁判決」という。)が確定した。

今回、高裁判決の内容などについて紹介する。

2 命令の内容

防火対象物の5階屋内階段部分に木製本棚等、塔屋階部分にスチール製ロッカー等が存置されていたため、管轄消防署長が受命者に対し法第5条の3第1項に基づき、これらを除去するよう命じた。

なお、本稿では5階部分に発した命令を「命令A」、塔屋階部分に発した命令を「命令B」と称する。

○命令A(判決で適法とされた。)

屋内階段5階部分に存置された木製本棚2台及び本棚に収納された書籍等を除去すること。(履行期限：平成26年2月16日)

○命令B(判決で違法とされた。)

屋内階段塔屋階部分に存置された南東側壁体沿いスチール製ロッカー1台及び同ロッカー内に収納された冊子等並びに北東側壁体沿いのスチール製ロッカー内に収納された冊子等を除去すること。(履行期限：平成26年1月30日)



消防法第5条の3に基づく除去命令処分 取消等請求訴訟の結果等について

平成23年11月7日	立入検査
平成24年5月22日	立入検査
平成24年8月6日	違反対象物の公表制度に基づく公表
平成24年8月21日	警告 ・本棚、書籍、ロッカー、冊子等の除去等
平成25年9月4日	弁明の機会付与通知書を交付
平成25年9月18日	弁明書を提出
平成26年1月15日	命令(除去命令)

から「火災の予防に危険」であること、燃焼した場合、高熱と大量の煙が発生し屋内階段による避難が困難となり、「避難の支障」になることを命令理由とした。

また、南東側ロッカーが避難通路の幅員を狭めていることも「避難の支障」になる理由としている。

なお、北東側ロッカーは、避難動線から外れた位置にあるため、北東側ロッカー中の冊子等に対しては「火災の予防に危険」であるとして除去命令を発令したが、北東側ロッカーそのものの除去命令は発令していない。

3 命令までの経過

5階事務所前の本棚等と塔屋階のロッカー等については、平成23年11月の立入検査で違反を指摘したが、当時は是正するよう行政指導を行う方針としていた。

しかし、違反が是正されなかったため、平成24年5月に再度、立入検査に入った。

その際も受命者が是正する意思を示さなかったため、今後、警告を行い、警告後も是正されない場合は、命令する旨を伝えたと、「最高裁判所まで争い、最高裁の決定が出なければ片付けられない」と話すような状況だった。

なお、当初、5階の本棚は、防火対象物の一部とみなし、法第5条による除去命令を本棚の所有者である受命者に発令する方針としていた。

命令に先立ち、受命者に行政手続法で規定する弁明の機会を付与したところ、「本棚が置いて

ある階段踊り場部分は共用部分であり、自身(受命者)が専有する部分ではないので法第5条で規定する「権原を有する関係者」に該当しない」と弁明してきた。

また、共用部分の管理権原者である建物所有者に命令しても、本棚の所有者ではない建物所有者が、本棚を除去することも本棚の所有者である受命者に除去させることも困難であると考えられた。

このため、対応方針を見直し、固定されているか明確でなかった本棚を物件とみなして法第5条の3による除去命令を本棚等の所有者である受命者に発令することとし、命令したら裁判で争う意向を示していたことを踏まえ、消防署長名で発令することとした。

消防署長による法第5条の3第1項に基づく命令は当庁初であった。

なお、東京都火災予防条例で規定する「違反対象物の公表制度」は、屋内消火栓設備未設置等の消防用設備等の未設置違反に加え、避難上必要な施設等の管理義務違反(法第8条の2の4)等の違反が複数ある場合にも公表することとしている。

このため、本件は「違反対象物の公表制度」に基づく公表も実施している。

4 訴えの提起

管轄消防署長が平成26年1月15日に命令を発令したところ、受命者は、同年2月13日に東京地方裁判所に訴状を提出した。

なお、行政事件訴訟法第14条では、取消訴訟は処分があったことを知った日から6箇月を経過したら提起することができないと規定されているが、行政事件訴訟法第1条で他の法律に特別の定めがある場合は除くとされ、法第6条で法第5条の3命令の取消訴訟は、命令を受けた日から30日を経過したときは提起できないと規定されている。

行政事件訴訟法(抜粋)

第1条 行政事件訴訟については、他の法律に特別の定めがある場合を除くほか、この法律の定めるところによる。

第14条 取消訴訟は、処分又は裁決があったことを知った日から6箇月を経過したときは、提起することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。

2 取消訴訟は、処分又は裁決の日から1年を経過したときは、提起することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。

消防法(抜粋)

第6条 第5条第1項、第5条の2第1項又は第5条の3第1項の規定による命令又はその命令についての審査請求に対する裁決の取消しの訴えは、その命令又は裁決を受けた日から30日を経過したときは、提起することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。

5 確定した判決の内容(高裁判決)

最高裁により上告審として受理しない旨の決定がなされたため、以下の高裁判決が確定した。

- 命令Aは適法
- 命令Bは違法
- 一審で認められた損害賠償(10万円)は取消し

命令Aの本棚等については、放火等による火災発生の可能性が具体的に認められ、「火災の予防に危険である物件」にあたることとされた。

また、放火により本棚等に火災が発生した場合、本棚等が燃焼し比較的狭い5階の通路部分のほか、上方階の階段室に一酸化炭素や煙が充満することにより屋内階段の通行が困難になることができるから、避難の支障が具体的にあると認められ、「消火、避難その他の消防の活動に支障になる物件」にあたることとされた。

このように、本棚等については「火災の予防に危険である物件」にも「消火、避難その他の消防の活動に支障になる物件」にも該当し、命令要件を満たすとして適法とされた。

命令Bについては、以下の理由などで違法とされた。

- ロッカーには、施錠されているガラス製の引き戸やスチール製の引き戸がついており、ガラスが透明で容易に破壊することが可能な材質であることを考慮しても放火を誘発しやすい状況にあるということはず、心理的にも物理的にも放火の障害となり得る事情が存在するため、放火の具体的な可能性があるものとは認められない。
- 居室や5階の本棚等から火災が発生しても塔屋階のロッカーに火炎が到達することは容易に想定することはできず、5階の本棚等が放火によって延焼した場合を想定しても、冊子は火災の延焼・拡大に至る危険が具体的に認められるとはいえないため、ロッカー内の冊子等は「火災の予防に危険である物件」に該当しない。
- 放火されることや他の居室等から発生した火災が塔屋階まで到達し延焼したりする具体的な危険を認めることはできず、ロッカー内の冊子自体は避難の支障になるものではないので、ロッカー内の冊子等は「消火、避難その他の消防の活動に支障になる物件」に該当しない。
- 南東側のロッカーは火災時における避難、消火などの消防活動を全く妨げないわけで



消防法第5条の3に基づく除去命令処分 取消等請求訴訟の結果等について

はないが、具体的な支障になるとまでは認められないので、ロッカーは「消火、避難その他の消防の活動に支障になる物件」に該当しない。

このように、ロッカーと冊子等については「火災の予防に危険である物件」にも「消火、避難その他の消防の活動に支障になる物件」にも該当せず、命令要件を満たしていないと判断された。

損害賠償については、適法な処分に係る公示は行わざるを得ず、適法な処分と並列して違法な処分に関する公示がされていても、適法な処分のみが公示された場合と比較して社会的評価が低下したと認めるに足りず、損害賠償をもって慰謝しなければならない損害が生じたとは認められないとされた。

6 高裁判決で示された見解等

○法第5条の3第1項の命令要件

「火災の予防に危険である物件」とは、火災発生の危険があると認められる物件のほか、何らかの原因によって火災が発生した場合において延

焼・拡大危険があると認められる物件をいい、「消火、避難その他の消防の活動に支障になると認める物件」とは、消火、避難等の消防活動の支障になると認められる物件一般をいうものと解される。これらの物件に該当するか否かは、法第5条の3第1項の措置命令がその措置の履行を罰則をもって強制をする性質のものであることをも踏まえれば、上記の火災予防上の危険性や消防活動上の支障が一般的、抽象的に認められるだけでは足りず、

- ①当該物件の性状及びその設置状況（形状、性質、可燃物の量、設置場所の状況等）
- ②当該防火対象物の状況（構造、規模、用途、避難経路の状況、消防用設備の設置状況等）
- ③当該防火対象物の防火上の管理の状況

などの諸事情を勘案した上で、当該物件が存在することにより、当該防火対象物内において、火災の発生ないし延焼・拡大に至る危険が具体的に認められるか、または、避難、消火などの消防活動上の支障が具体的に認められることが必要であるが、火災の発生等に至る現実的な危険があることや、避難、消火などの消防活動上の支障が著しいことまでは必要ではないと解するのが相当である。

○法第5条の3と法第8条の2の4の関係

法第5条の3第1項の措置命令が罰則をもって強制する性質のものであるのに対し、法第8条の2の4に基づく避難施設の管理義務違反そのものには罰則は設けられていないことを考慮すると、法第8条の2の4の避難施設の管理義務違反にあたる行為があれば直ちに措置命令の発令要件を満たすとまではいうことはできず、上記①～③で挙げた諸事情に照らして、火災の発生ないし延焼・拡大に至る危険や、避難、消火などの消防活動上の支障が、一般的・抽象的に認められるのみならず具体的に認められると判断されるときに、法第5条の3第1項所定の防火対象物における消火、避難その他の消防活動上支障になる状態にあるとして、措置命令の対象となるものと解するのが相当である。

南東側ロッカー、ロッカー内に収納された冊



建物全景

子等については、法第5条の3に該当しないとしても、火災の予防上の危険性や避難に支障となる可能性が一般的・抽象的に認められないとまではいえないから、「避難上必要な施設」について「避難の支障になる物件」をみだりに存置されないように管理している状態にあるとはいえず、第8条の2の4の違反状態にある。

7 高裁判決で示された見解を踏まえた考察

○法第5条の3第1項命令について

高裁判決で法第5条の3第1項命令の発令には、「一般的な危険では足りない」、「具体的な危険が必要」、「現実的な危険があることまでは不要」との見解が示された。

これは、逐条解説消防法第5版（東京法令出版）で記述されている内容に即しており、裁判によって新たな見解が示されたわけではない。

また、法第5条の3は上記①～③で挙げた諸事情に照らして、防火対象物ごとに各種事情を勘案した上で命令発令を判断する規定であることが改めて示されたため、具体的危険性の判断について一律に決めることは困難であると考え。

○法第8条の2の4違反だが法第5条の3命令要件を満たさない場合について

法第8条の2の4の避難施設の管理義務違反に当たる行為があれば直ちに法第5条の3命令の発令要件を満たすとまではいうことはできないという見解が示された。

このため、法第8条該当の防火対象物において、法第8条の2の4違反があっても法第5条の3命令要件を満たしていない場合は、防火管理業務不適正として違反処理をすることも検討すべきと考える。

8 高裁判決確定後の動き

命令Bは要件を欠き違法であるとされたため、当庁は、速やかに公示の記載から命令Bに係る部分を削除したが、受命者は、平成28年12月27日現在、適法と判断された命令Aを履行していない。

このため、当庁は、告発及び行政代執行によ

る物件の除去の実施について検討を進めている。

なお、法第5条の3命令違反に係る公訴時効は、刑事訴訟法で3年と規定されているため、本件は平成29年2月中に公訴時効を迎える。

消防法(抜粋)

第41条 次のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

- (1) 第5条の3第1項の規定による命令に違反した者

刑事訴訟法(抜粋)

第250条第2項

時効は、人を死亡させた罪であつて禁錮以上の刑に当たるもの以外の罪については、次に掲げる期間を経過することによつて完成する。

— 略 —

- 6 長期5年未満の懲役若しくは禁錮又は罰金に当たる罪については3年

9 おわりに

本件においては塔屋階部分の具体的火災危険性等を認められず、当庁側一部敗訴の判断がされたが、法第5条の3は防火対象物ごとに各種事情を勘案した上で命令発令を判断する規定であることから、高裁判決は、本件個別の状況から判断されたものであって、判決の内容が他の案件に必ずしも当てはまるものではないと考えている。

よって、当庁では、現場で「火災の予防に危険」、若しくは「消火、避難その他の消防の活動に支障になる」と認める場合は、一部敗訴を受けて消極的になることはなく、従前と同様、適正に法第5条の3命令を発令することとしている。